

## 環境省における適格請求書（インボイス）の発行について

事業者様へ

### 1 概要

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施されることになった制度であり、適格請求書（インボイス）とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指します。

現行の請求書である区分記載請求書の記載項目に加え、インボイスでは「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要となります。

### 2 適格請求書（インボイス）の発行

環境省における適格請求書（インボイス）の発行について、取扱いをお知らせします。

#### （1）インボイスの発行

「契約書」（又は「使用許可書」）及び「納入告知書」でインボイスの記載要件を満たすこととします。

##### ①契約書（又は「使用許可書」）：

「登録番号」、「税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率」、「消費税額等」を記載します。

##### ②納入告知書：

従前どおりの記載で発行します。

○登録番号は会計毎に付与されています。

会計	登録番号
一般会計	T8000012050001
エネルギー対策特別会計	T9800012000007
東日本大震災復興特別会計	T2800012000005

## (2) インボイス（写）の保存

交付したインボイスの写しを7年間（※）保存します。

（※）インボイスの写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

従いまして、国は年度決算ですので、3月31日の翌日から2月を経過した日（6月1日）から7年間保存することになります。

## 2 適格請求書（インボイス）発行対象と考えられる事業

本年10月1日以降に行われる売り手〔環境省〕が行う課税資産の譲渡等（買い手〔事業者〕が行う課税仕入れ）が対象となります。具体例は以下のとおりです。

### ○ 国有財産貸付収入

⇒ 国有財産である建物及び工作物等の貸付料（または使用許可）収入

※土地の貸付料（使用料）は、基本的には、非課税取引となるためインボイスの交付はありません。

### ○ 著作権及び特許権等収入

⇒ 国の保有する著作権等の使用料収入

### ○ 不用品売却収入

⇒ 不用決定した庁用物品の売却収入や工事現場発生資材の売払収入など

◎制度概要、Q&A、取扱通達、コールセンター等について、国税庁に特設ページがあります。

国税庁インボイス制度 公表サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

（問い合わせ先）

環境省大臣官房会計課監査係

TEL：0355218219

E-mail：[kanbo-kaikei@env.go.jp](mailto:kanbo-kaikei@env.go.jp)